

昭和 24 年

報 告 書

(日本銀行法第13條ノ3による)

昭和 25 年 3 月

日本銀行政策委員會

目 次

第一 実施したる政策及其の理由	1
1. 概 説	1
2. 各 論	5
第二 金融機關の状態及運営	12
1. 總 論	12
2. 日 本 銀 行	16
3. 銀 行	19
4. 農 林 中 央 金 庫	34
5. 商 工 組 合 中 央 金 庫	35
6. 國 民 金 融 公 庫	36
7. 農 業 協 同 組 合 及 信 用 農 業 協 同 組 合 連 合 會	36
8. 市 街 地 信 用 組 合	38
9. 無 盡 會 社	39
10. 生 命 保 险 會 社	39
第三 必要なる法律の改正	41
第四 當該年中に於ける監督政策の變更	41

第一 實施したる政策及其の理由

一、概 説

昭和 24 年 6 月 18 日本委員會發足より同年 12 月末に至る迄に本委員會の實施した政策並にその基礎となつた金融經濟事情の概要は次の通りである。

(一) 經済安定九原則に基き昭和 24 年度豫算は綜合的均衡豫算として編成せられ財政面に於ける通貨膨脹の要因が排除せられた結果經濟安定の基礎は確立を見るに至つたが、24 年度豫算には約 900 億圓に上る資金の對日本銀行債務償還を豫定している外、對日援助見返資金の一部を明年度に繰越される等多額の財政資金引揚が豫定せられている爲め財政資金引揚による影響を金融面に於いて調整することを必要とするに至つた。而も經濟安定復興の基盤としては生産の擴充、輸出の増進を圖ることが同時に緊要なる條件である爲め、之が達成に必要な資金の調達は益々その重要性を増しており、24 年度豫算の実施に伴う金融政策の基調はかかる財政資金引揚の影響を調整し併せて經濟安定復興に必要な資金を適正に供給する點に存した。

然るに本委員會發足當時の情勢を見るに新豫算の施行に伴う安定經濟への移行により資金蓄積は尙不充分なるに拘らず金融機關に對する資金需要は偶々復金の新規融資の停止、經濟統制解除等の影響を受け漸次増大するの状況を呈した。

斯の如き情勢に對應し金融の圓滑化と緊要產業資金の確保を期する爲めには對日援助見返資金の產業融資の促進並に預金部資金の産業への運用を圖ることが有效適切と認められたが、その實現は庶幾の如くには行われなかつたので本委員會ばかりの情勢に鑑み以下の如き各種金融施策を實施し財政資金收支の影響の調整と必要資金供給の確保を圖つた外、之等施策の遂行に必要な事項に關し意見を樹てその實現に努力を重ねた。

(二) 復金債、國債買入操作

企業の長期資金の調達は經濟復興の見地から喫緊の要あるに拘らず、復興金融金庫融資の停止、企業の自己資本調達の困難等の爲め順便を缺いている實情に鑑み別記各論(一)の如く市中銀行が興業債券又は優良社債買入を爲したる場合は希望によりその手持復金債を日本銀行に於て買入ることとした。本措置は昭和 24

(1)

年度中に償還せらるべき復金債の償還期が主として下期後半に集中しある状態を平準化し併せて起債市場を育成し長期資金調達の順便を圖つたものであつて、8月末迄の3ヶ月に亘り実施し買入額合計62億圓に達した。8月以降は銀行及び生命保険会社の所有國債を買入ることゝし、別記各論(一)2に基き買入代り金の使途としては前記興業債券、社債の外に緊要産業に対する設備資金貸付をも加え長期資金調達に資せしめたことゝした。

尙信託銀行及び生命保険会社の長期資金供給に資せしめる爲めにもその所有國債買入を行つた外、中小企業金融の疎通を圖る爲め無盡會社、市街地信用組合の所有國債を買入れ、又農林漁業金融の疎通に資する爲めには農林中央金庫並に傘下系統機関の所有國債に付いても買入の措置を講じた。

又以上の國債買入操作の外、年末金融の繁忙が豫想せられたので之が特別措置として一般市中金融の圓滑化を圖る爲め銀行所有國債につき資金の使途に關係なく買入を行つた。

(2) 金利の引下

市中金融機関の貸出利率の最高限度は臨時金利調整法に基き昭和23年7月以降日歩2錢8厘と定められていたが、國際金利水準並に戦前の本邦金利水準に比し著しく割高であり、且つ近時産業界の整備合理化の進行に伴い企業の金利負擔輕減の要望も切實なものとなりつゝある状態に鑑み、本委員會は金融機関の経理狀況の許す範囲内に於て市中金利を漸次引下げる方針とし、夫々金利調整審議會に諮問の上8月日本銀行再割引適格貿易手形の割引利率を2錢6厘に引下げ、9月一般貸出利率を2錢7厘に引下方を決定した。12月更に之が引下方を検討することゝし金利調整審議會に諮問した。(本諮問の答申に基き再割引適格貿易手形割引利率2錢4厘一般貸出利率は原則として2錢5厘乃至2錢6厘に引下げ、昭和25年2月1日より実施することゝした。)

之に對應し社債、地方債、興業債券等の條件に付いても漸次利率の引下に努め、以て企業金利負擔の輕減を圖つた。

尙見返資金の産業に対する融資の利率については本資金の性質並に融資の趣旨に鑑み市中金利より低率とすることが適當と認められるに付本委員會より關係方面に意見の具申を行つた。本融資利率は年7分5厘に決定せられたが之により金

(2)

利水準の低下にも資し得るものと認められる。

以上の如き貸出利率の引下の外、預金々利に付いては資金蓄積の緊要性に鑑み定期預金及び指定金錢信託に付き若干の引上を行い安定性預金の増加に資することゝした。

一方日本銀行の貿易手形の割引に付いては貿易振興の見地から貿易手形融資の圓滑を圖り併せて市中貿易手形割引利率の低下を圖る爲め7月より高率適用手續の對象外とした。(尙昭和25年2月以降商業手形の割引に付いても高率適用手續の對象外とし、商業手形取引の圓滑を圖ることゝした。)

尙高率適用手續による高率の適用に付いても上記の如き市中金融機関貸出利率の引下に對應し7月より引下を行つた。(昭和25年2月以降更に適用高率の引下を行つた。)

(4) 長期資本市場の育成

經濟再建の爲め企業の設備資金を始め長期資金の需要は漸次増大の傾向にあるが、之が調達に當り證券市場は未だその消化能力に乏しく、加うるに復興金融金庫の新規融資が停止され、見返資金による私企業融資も尙多額を期待し得ず、長期金融機関の資金調達も容易ならざる爲め普通銀行に對する借入の要望は益々増大するに至つたが、普通銀行は本來短期預金が大部分なること並に預金に對する貸出の比率が漸次均衡を缺く状態となりつゝある等の爲めかゝる借入要望に充分に應じ得ざる状態にあり、この情勢に鑑み本委員會は長期資本市場の育成を緊急の必要と認め次の如き施策を講じた。

即ち日本銀行は豫てより貸出擔保として優良社債並に興業債券を國債なみに取扱うことゝしているが、之等社債並に興業債券の發行條件については漸次その引下により發行人負擔の輕減を圖ることゝした外、之が消化については國債買入操作の對象とする等極力起債市場の育成に努めた。

又株式市場の育成により企業の自己資本調達の圓滑を圖る爲め證券金融融資順位を乙に引上方を要望し、之が實現(8月)により増資株の消化促進に資したが、株式市況は8月を峠として企業の増資競合による株式過剰を主因に不振を続けるに至つたので、本委員會は關係各方面と協力し證券金融融資順位を甲に引上げ、證券處理調整協議會賣出株並に一般増資の調整等に關しその實現を圖つた。尙か

(3)

かる市場不振も窮屈的には株式需給の不均衡に起因するものと認められるので之が調整並に自己資本調達の順便化の爲めには引き続き対策を検討中である。

(五) 貿易金融

本邦經濟復興達成の爲めには貿易振興は不可缺の要素であるが、4月單一爲替相場公定により始めて貿易の基準が設定せられ、爾來民間貿易の移行の爲め交易上の諸制限は逐次撤廃せられ、正常な貿易體制が漸次確立せられつつある。

本委員會は輸出の振興を圖る爲め前記の如く貿易手形中日本銀行再割引適格手形に對しては市中割引利率の最高限度を一般手形より低率とし且つ日本銀行の高率適用の對象外とした。

尙民間輸出の移行に伴い別記各論(2)の如く貿易手形手續を簡易化し金融の一層の順便を圖った。又民間輸入方式が一部實施せられるに伴い相當多額の輸入決済資金の所要が新に豫期せられるに至つたので、之が金融には現状の下に於ては或程度の優遇措置を講ずることが適當と認められるので必要に應じ優遇手形制度の活用を圖り金融の圓滑を期することとした。

(六) 中小企業金融

中小企業金融に付いてはその本邦經濟に於ける重要性に鑑み之が疎通の爲め種々方策を講じたが、先ず中小企業は融資規制上丙種に屬するものが比較的多い實情にある爲め關係各方面と協力して8月融資規制中丙種貸出の制限を大幅に緩和するよう措置し、同時に中小企業は金融機關と馴染薄く經營規模も小なるもの多く從来より問屋、卸賣業者を通じ金融を受けていたものが尠くない状態であるから、融資規制上之等問屋、卸賣業の融資順位を乙に引上げることにより之等を通ずる金融の順便に資するよう措置した。

又資金面に於いては豫て日本銀行は中小企業金融に特に密接な關係にある日本興業銀行、日本勵業銀行及び商工組合中央金庫等によるこの種金融の順便を圖るために之等金融機關の金縁狀況に鑑み資金的に之を援助することとして所謂中小企業別枠貸付を行つてきていたが、爾後實情に應じ漸次之を増額した外、無盡會社、市街地信用組合等についてはその取引先が大部分中小企業である爲め之等より國債を買入れ資金供給の順便を圖った。(北海道拓殖銀行に對しても25年3月以降前記中小企業別枠貸付を認めることとした。)

(4)

尙中小企業の設備資金融資については必要に應じ日本銀行の國債買入の對象とした外、見返資金よりの融資方式についても検討關係各方面と協力し之が實現を圖つた。(見返資金よりの中小企業に對する融資については市中銀行との協調融資の方式をとることとし、一件貸付金額3百萬圓以内のものに付内5割を見返資金にて分擔することとし25年1月より實施せられた。)

(七) 農業及漁業金融

農業金融については既に昭和23年以來農業手形制度により主食生産資金の確保を圖つており昭和24年に於ける振出額は約150億圓に上つた。農業手形の對象中例えば馬鈴薯については漸次統制撤廃が見込まれる爲め農業手形の決済上本手形制度については今後考究を要することもあるが、農業經濟の現状に鑑み今直ちに本手形制度の適用を停止することは不適當と思われる所以自治統制機構を利用し昭和25年に限り制度の適用を認めることがとした。又米單作農家の供米促進の爲め配給報償飼料引取代金についても本手形の振出を認めた外、制度實施の年間の始期と終期の明確化、配給證明の簡易化等運用の適正を圖る爲め手續の一部改正を行つた。

尙桑及び葉煙草生産用肥料の購入資金についても農業手形制度に準じた方法により資金供給の順便を圖る方針とし具體案の検討を行うこととした。

本年度夏秋繭の取引價格は繭不足の實情旁々製糸業者の操業の維持地盤の確保等のための買漁りにより、地方によつては著しく暴騰を示し製糸業者の採算掛目を遙かに超過するに至り、かくては生糸輸出を阻害するのみならず購繭手形の決済の確實性を害することにもなること見られたので、購繭スタンプ手形の振出極度額につき或程度之を制限し購繭金融の健全化を圖つた。

漁業金融については從來の復金保證付漁業手形制度が3月以降復金の新規融資停止と共に打切となつた爲め、之に代る措置として業者の積立による保證基金の保證にかかる漁業手形制度が設けられたが、右制度に基き振出された手形を日本銀行の適格擔保とし別記各論(2)の如く高率適用の減免其他擔保掛目の點で優遇することとした。

二、各論

(一) 信用政策

(5)

1、復金債買入操作

起債市場の育成に資する爲、新規發行社債及び興業債券の買入をなした銀行より依頼に応じてその所有復金債を買入れることとし、6月より8月の3ヶ月間実施買入額は62億圓に達した。

2、國債買入操作

(1) 重要産業に對する緊急設備資金の供給を圓滑ならしめると共に金融の時期的調整を圖るため、8月以降銀行及び生命保険會社より下記要領によりその所有國債の買入を行ふこととした。

(1) 買入方針

- (A) 買入代り金が次の資金に充當されると認められたること。
 - (a) 緊要なる社債の買入
 - (b) 興業債券(3年ものに限る)の買入
 - (c) 重要産業に對する設備資金の貸付
- (B) 買入額は上記の社債及び興業債券買入並に貸付金額相當額の範囲内に於て買入先の資金繰特に復金債の償還額を勘案し決定すること。
- (C) 買入に當つては通貨金融情勢を考慮しつゝ時期的な調整を圖ること。

(2) 買入價格

- (A) 終戦前發行のもの 額面100圓につき98圓
- (B) 終戦後發行のもの 発行價格又は交付價格

尙本措置による國債買入額は12月末迄に96億圓に達した。

- (2) 中小企業金融の疎通を圖るため無盡會社及び市街地信用組合が緊要なる中小企業に對し融資するものと認められる場合、その資金繰、業況等を勘案の上隨時その所有國債買入を行うこととし、7月より12月末迄に10億5千萬圓の買入を實行した。
- (3) 信託銀行が社債買入、設備資金其他緊要資金に投融資すると認められる場合は隨時國債の買入を行うこととし、年末迄に3億圓買入を實行した。
- (4) 長期資金の圓滑なる供給を圖る爲め生命保険會社の所有國債の買入を行うこととし、年末迄に35億圓を買入れた。
- (5) 農林漁業金融の疎通に資する爲、農林中央金庫並にその傘下系統機關の

(6)

所有國債を買入れることとし12月末近に36億圓買入實行した。

(6) 年末金融の圓滑なる推移に資する爲前記(1)の措置とは別に年末特別措置として資金使途に關係なく銀行所有國債の買入を行うこととし、之による買入額は74億圓に上った。

3、中小企業金融關係別枠貸付限度額の増額

中小企業金融の圓滑化に資する爲日本興業銀行、日本勸業銀行及び商工組合中央金庫に對する別枠貸付限度額を必要に應じ屢次増額した。之により12月末の右限度額は32億圓(5月末10億5千萬圓)となつた。

(2) 金利政策

- 1、臨時金利調整法による金融機關の貸出金利の最高限度の決定並に變更
 - (1) 日本銀行再割引適格貿易手形の割引率の最高限度を日歩2錢6厘に決定8月1日より實施した。
 - (2) 貸付並に日本銀行再割引適格貿易手形以外の手形の割引の利率の最高限度を日歩2錢7厘(從來2錢8厘)に變更、9月15日より實施した。

2、社債等發行條件の引下指導

前項の短期金利引下に照應し長期金利の引下をも促進するため次の如く社債並に地方債の發行條件引下方指導した。

(1) 會社債

	改訂前	昭24年8月改訂		昭24年10月改訂	
		最高	最低	最高	最低
表面利率	9%5	9%5	9%5	9%5	9%
發行價格	97圓	97圓	97圓50	97圓50	98圓
期限	3年	3年	5年	3年	5年
引受手數料	4圓	3圓10	3圓10	3圓	3圓
受託手數料	50錢	40錢	40錢	40錢	40錢
(備考)					
應募者利廻(日歩)	2錢96	2錢96	2錢80	2錢90	2錢82
(年利)	10%82	10%82	10%25	10%59	9%59
當初發行者利廻(日歩)	3錢76	3錢50	3錢20	3錢42	3錢00
(年利)	13%74	12%79	11%70	12%50	10%97
最終發行者利廻(日歩)	4錢13	3錢98	3錢58	3錢91	3錢36
(年利)	15%10	14%55	13%07	14%29	12%28

(7)

(2) 興業債券

(4) 割引興業債券

	改訂前		昭24年9月改訂	
	公募	非公募	公募	非公募
表面利率	2錢1厘	2錢1厘	1錢9厘	1錢9厘
發行價格	100圓	100圓	100圓	100圓
期限	1年	1年	1年	1年
引取手數料	1圓	1圓	1圓	1圓
(備考)				
應募者利廻(日歩)	2錢28	2錢00	2錢04	2錢36
(年利)	8%32	9%51	7%47	8%64
當初發行者利廻(日歩)	2錢00	2錢80	2錢36	2錢36
(年利)	9%51	9%51	8%64	8%64
最終發行者利廻(日歩)	2錢80	2錢65	2錢66	2錢42
(年利)	10%21	9%67	9%74	8%86

(口) 利附興業債券

	昭24年9月実施		昭24年10月改訂	
表面利率		9%5		9%
發行價格		100圓		100圓
期限		3年		3年
(備考)				
應募者利廻(日歩)		2錢60		2錢46
(年利)		9%50		9%00
當初發行者利廻(日歩)		2錢60		2錢46
(年利)		9%50		9%00
最終發行者利廻(日歩)		2錢64		2錢50
(年利)		9%63		9%12

(3) 地方債

	改訂前		昭24年10月改訂	
	最高	最低	最高	最低
表面利率	9%5	同左	9%	9%
發行價格	97圓50	"	98圓	98圓
期限	3年	"	5年	5年
引受手數料	3圓	"	3圓	3圓
受託手數料	40錢	"	40錢	40錢
(備考)				
應募者利廻(日歩)	2錢90	"	2錢62	2錢62
(年利)	10%59	"	9%59	9%59
當初發行者利廻(日歩)	3錢33	"	2錢91	2錢91
(年利)	12%18	"	10%65	10%65
最終發行者利廻(日歩)	3錢68	"	3錢09	3錢09
(年利)	13%44	"	11%28	11%28

(8)

3、臨時金利調整法による金融機関の預金等の利率の最高限度變更

資金蓄積の緊要性に鑑み、安定性預金の増強に資するため從來低率にすぎた定期預金及び指定金錢信託についてのみ調整の意味に於て次の通り金利引上方決定8月1日より實施した。

(1) 銀行の定期預金の最高限度

期間6ヶ月のもの 年利4分4厘(2厘引上)

期間1ヶ年のもの 年利4分7厘(3厘引上)

(2) 信託會社(信託業務を兼營する銀行を含む)の豫定配當率の最高限度

信託期間1年以上のもの 年利4分7厘(3厘引上)

信託期間2年以上のもの 年利5分5厘(9厘引上)

信託期間5年以上のもの 年利6分(1分引上)

(3) 無盡會社、農業協同組合、水産業協同組合(漁業會を含む)信用協同組合(商工協同組合、市街地信用組合及び產業組合法による信用組合を含む)の定期預金利率の最高限度は銀行の定期預金利率の最高限度に準ずることとし、現に銀行の定期預金利率より高い利率を適用しているものについては、從來の取扱通り差當り(1)の利率に年利1厘を加えたものを最高限度とする。

(三) 其の他

1、農林省の漁業手形制度要綱に基き振出される手形に對する日本銀行の取扱方を次の通り定め、7月16日より實施した。

(1) 融通形式 當該手形を擔保とする手形貸付

(2) 適用歩合 國債、スタンプ手形及び貿易手形等以外のものを擔保とする貸付利子歩合、但裁量により高率適用を減免出来る。

(3) 擔保價格 手形金額の9掛以内

(4) 漁業手形はその期日に決済されない場合も漁業共濟基金により肩代りされる迄は擔保として徵求し得るものとする。但し當該手形の期日後6ヶ月を超えてはならない。

2、貿易手形制度の改正

輸出貿易手續が12月1日より全面的に改正され、民間輸出貿易について原則として政府の許可を要さないこととなるのに伴い日本銀行貿易手形制度に

(9)

於ける確認資料を從來の輸出資金認證書に代え次の通り改めることとした。

(1) 民間輸出であつて政府の事前許可を必要としない場合

- (イ) 輸出業者に融資を行うときは輸出契約書（正式の契約書なき場合は取引成立迄の往復書類）寫又はその要項を記した書類（以下契約書と云う）であつて融資金融機関が原本と相違ないこと又は原本の要項を記したものであることを證明したもの。
- (ロ) 製造業者に對し融資を行うときは契約書寫を添付した輸出業者よりの發註書寫であつて融資金融機関が原本と相違ないことを證明したもの。

(2) 民間貿易であつて政府の事前許可を必要とする場合

- (イ) 輸出業者に對し融資を行うときは通産省の輸出許可書寫であつて融資金融機関が原本と相違ないことを證明したもの。
- (ロ) 製造業者に對し融資を行うときは上記許可書寫を添附した輸出業者の發註書寫であつて融資金融機関が原本と相違ないことを證明したもの。

3、農業手形制度の改正

農業手形は農家經濟の現状に鑑み明年も引續き實施することが適當と認められるところ、運用の適正を圖る爲め、次の通り手續の一部を改正実施することとした。

- (1) 北海道の馬鈴薯については現地の實情に鑑み統制撤廃後も自治統制機構を利用し且つ共済基金を裏付として昭和25年限り本制度の適用を引續き認めること。
- (2) 米單作農家の供米を促進するためこれに對し配給される報奨飼料を新に適用農業資材に加えること。
- (3) 農業金融證明票における配給農業資材に對する市區町村長の證明制度は實效が乏しいのでこれを廢止し、購入先の證印をもつてこれに代えること。
- (4) 本制度の實施については年間の始期と終期とを明確ならしめ、始期については北海道、東北、北陸（新潟、富山、石川、福井の四縣のみ）の單作地帯1道10縣は1月より、その他の都府縣は2月より實施すること。終期については全國一率に12月末とし借入の期間を最長11ヶ月（從來10ヶ月）に改めること。

但し始期については北海道、東北、北陸地方の1道10縣以外の府縣にあつても府縣内的一部單作地帯又は災害地帯等で營農上早急實施が必要と認められる地帯については2月以前においても實施し得るものとする。

なお桑及び葉煙草の生産用肥料についても本制度に準じた方法により資金供給の順便を圖ること。

第二 金融機関の状態及運営

一、總論

(一) 昭和 24 年中における全國金融機関の預金増勢は同業者預金並に切手々形を控除するも次表の如く年間 3,556 億圓と前年中增加額 3,154 億圓を上廻る増加を示したが、その間に於ける貸出の増加が著しい状況を考慮すれば貸出金の滞留により増加した部分も相當あるものと推定せられ、實質的な資金蓄積は必ずしも好調とは云い難いものがあつたと認められる。

以上の如き預金の増加にも拘らず次項に述べるようにこの間における貸出増加 4,054 億圓に對しては之を 497 億圓下廻る状況を呈し、その間の資金不足は日本銀行の貸出並に國債等の買入により調整補足された。

なお、全國金融機関の年末預金残高 1 兆 2913 億圓の内訳を金融機関別に見れば、銀行が 61 % と壓倒的比重を占め預金部 15 % 農業協同組合 14 % 等が之に次いでいるが、前年末比増加率では銀行の 56 % 増の外、市街地信組 103 %、無盡 69 %、預金部 73 % 等庶民金融機関の増勢が顯著であつた。

全國金融機関の預金増減表 (単位百萬圓)

	23年12月末	比率	24年12月末	比率	増減(△)	増減(△)率	前年中増減(△)
銀 行	505,349	57	792,018	61	286,669	56	270,973
信 託	8,549	1	10,923	1	2,374	27	3,404
金 庫	1,631	—	1,919	—	288	17	432
農 林 中 金	32,054	4	28,219	2	△ 3,835	△ 11	△ 308
農 業 協 同 組 合	174,328	20	185,318	14	10,990	6	74,308
市 街 地 信 組	10,586	1	21,538	2	10,952	103	5,719
無 尽 會 社	15,232	2	25,810	2	10,578	69	9,816
生 命 保 險	17,129	2	21,903	2	4,774	27	2,236
損 害 保 險	10,157	1	17,928	1	7,771	76	5,265
預 金 部 そ の 他	106,048	12	185,806	15	78,858	73	35,084
計	881,967	100	1,291,387	100	409,420	46	406,368
同 業 者 預 金 等	131,145	15	139,768	11	8,623	6	50,293
小 切 手・手 形	53,982	6	99,167	7	45,185	83	40,613
差 引 計	696,840	79	1,052,452	81	355,612	51	315,462

註、農業協同組合には信託を含む。

(二) 全國金融機関の年間貸出増加額は前述の如く 4,054 億圓 (増加率 69 %) と前年中の増加額 3,410 億圓を 644 億圓上廻り、年末總貸出残高は 9,910 億圓 (内

(12)

銀行 66 %) に達している。以上を金融機関別に見るに、前年末比較では金庫が復金貸出の停止を映じて却つて減少を示した外は増勢を示し、銀行は 78 % の増加となつた。

なお總殘高に占める比率は低いが、農業協同組合 (年間増加率 151 %) 市街地信用組合 (同 152 %) 無盡會社 (同 116 %) 等農業金融、中小企業金融部門が注目すべき増勢を示したが、以上は中小並に農林漁業金融を対象とした日銀の國債買入操作、農業手形制度等の措置によるものと見られる。又銀行に於ても 4—9 月間に 1 口 300 萬圓以下の貸出が口數で 1,038 千口、金額で 665 億圓を増加している。

次にこれを業種別及び使途別につき見れば次の通りである。

(1) 業種別には、配給公團の縮少乃至廢止等を映じて流通部門特に商業 (年間 108 % 増) 證券業 (304 % 増) 等の貸出増加が顯著であり、次いで原棉引取資金等の増大に伴う繊維工業部門の貸出増加 (年間 587 億圓、増加率 93 %) を主因とする工業部門の増勢が注目された。

なお復金の融資停止並に回収強化にも拘らず、鐵工業、動力、輸送等重點産業部門の融資も相當活潑であったが、唯石炭鐵業のみは設備改修、炭礦住宅建設資金等も一巡したゝめか増勢稍鈍化の兆が見られる。

(2) 全國金融機関中銀行、信託、金庫につき使途別に見れば、設備資金は 4—12 月間 179 億圓 (14 % 増) の増加を示し運轉資金は同期間に 2586 億圓 (45 % 増) を増加している。

全國金融機関貸出増減表 (単位百萬圓)

	23年12月末	比率	24年12月末	比率	増減(△)	増減(△)率	前年中増減(△)
銀 行	381,348	64	679,052	67	297,704	73	213,105
信 託	6,611	1	9,639	1	3,028	45	3,246
金 庫	114,737	16	114,177	11	△ 560	△ 0.4	67,987
農 林 中 金	13,000	2	22,462	2	9,462	71	3,756
農 業 協 同 組 合	20,581	4	51,721	5	31,140	151	15,236
市 街 地 信 組	5,799	1	14,025	1	8,826	152	4,020
無 尽 會 社	14,225	3	30,811	3	16,586	116	9,225
生 命 保 險	3,305	1	5,803	1	2,498	75	918
損 害 保 險	545	—	1,400	—	855	156	519
預 金 部 そ の 他	37,874	7	86,317	8	48,443	127	26,405
計	598,090	100	1,016,010	100	417,920	69	344,409

(13)

129

日本銀行の國債及復金債買入状況
(昭和24年中)

	買 入 先	金額
1. 國 債	銀 行 信 託 銀 行 農 林 中 金 無 畫 會 社 市 街 地 信 用 生 命 保 险 計	百萬圓 16,008 300 3,038 265 785 4,877 25,883
2. 復 金 債	銀 行 信 託 銀 行 計	6,162 40 6,202
	合 計	32,085

興業債券消化先調
(昭和24年中)

消 化 先	金 額	比 率
銀 行	11,953	(79.8)
信 託 銀 行	69	(0.4)
保 险	109	(0.7)
農 中、農 協	404	(2.6)
市 街 地 信 用	248	(1.6)
無 畫	163	(1.0)
そ の 他 (公募分)	2,013	(13.4)
計	14,967	(100.0)

日本銀行優遇社債消化先調
(昭和24年中)

消 化 先	金 額	比 率
銀 行	15,161	(91.6)
信 託 銀 行	296	(1.7)
保 险	105	(0.6)
農 中	482	(2.9)
市 街 地 信 用	71	(0.4)
無 畫	16	(0.09)
そ の 他	417	(2.5)
計 (発行総額)	16,550	(100.0)

二、日本銀行

昭和24年4月1日より同年9月末に至る第16回事業年度に於ける日本銀行の運営並に状態は次の通りである。

(一) 當期に於ける發行銀行券の平均残高は2984億圓と前期のそれに比し2.3パーセントの減少を示したが、運用資産は政府預金の増加が顯著であつたため却つて僅かながら増加を示した。

かくて経常収益も微増したので略々前期同様の資産償却を行つた後納付金25億圓餘圓と前期に比し4億圓増を計上した。

當期における主要勘定の状態は次の通りである。

摘要	期中平均残高 百萬圓	昭和23年下期 百萬圓	増 減 (△)	
			百萬圓	百萬圓
發 行 銀 行 券	298,489	305,513	△ 7,023	
政 府 預 金	45,819	16,684	29,134	
金融機関及其他預金	10,044	10,789	△ 745	
貸 出 金	70,922	61,925	8,997	
政 府 貸 付 金	97,072	81,337	15,735	
國 債 及 債 券	177,516	197,537	△ 20,020	

(二) 昭和24年上期末(9月末)における資産及負債

資 产

摘要	昭和24年9月末 百萬圓	昭和24年3月末 百萬圓	資 产	
			百萬圓	百萬圓
金 現	501	501		
(補 助 貸)	669	622		
割 貸				
引 手 形	9,548	3,223		
付 金	80,957	64,734		
{ 國 債 擔 保	26,552	29,442		
其 他 擔 保	54,405	35,292		
政 府 貸 付	98,654	77,654		
國	91,960	134,894		
{ 短 期 債 債	20,719	80,472		
長 期 債 債	71,247	54,421		
債	46,757	70,304		
内國為替集中決済立替金	11,274	12,019		
代 理 店 勘 定	2,589	2,846		
政 府 勘 定 保 貯 金	130	108		
取 立 未 濟 切 手 々 形	3,295	3,614		
假 拂 金	307	1,432		
業 務 用 不 動 產	372	235		
雜 勘 定	10,004	31,604		
總 計	357,117	403,195		

負 債

摘要	昭和24年9月末	昭和23年8月末
發行銀行券	298,201	312,547
金融機關預金	3,851	5,142
政府預金	27,961	48,348
當座預金	10,658	10,631
其他	17,302	37,716
其他預金	5,810	6,201
内國為替集中決済預り金	10,617	11,755
未拂送金為替	2,887	9,429
舊銀行券未決済金	2,179	2,181
未経過割引料及利息	1,179	3,296
假受金	1,332	1,326
雜勘定	388	347
資本金	100	100
法定積立金	292	177
別途積立金	72	22
特別別期積立金	10	8
當期剩餘金	2,731	2,311
總計	857,117	403,195

(三) 昭和24年上期中の損益

利 益 金

摘要	昭和24年9月末	昭和23年下期
手形引料	167	62
貸付利息	1,731	1,515
政府貸付金利息	1,461	1,458
國債割引料	1,286	2,305
國債利息	1,443	1,096
債券割引料	1,953	1,317
其 他	1,260	65
總計	9,303	7,819

損失金

摘要	昭和24年9月末	昭和23年下期
銀行券製造費	320	154
國庫債事務費	1,365	1,583
給付通信費	100	54
一般事務費	588	465
一資産債却他	197	200
合計	772	721
當期剩餘分	2,567	2,127
其 他	659	201
合計	6,571	5,508
當期剩餘分	2,731	2,311
總計	9,303	7,819

(18)

(四) 剰餘金處分

摘要	昭和24年9月末	昭和23年下期
當期剩餘金	2,731	2,311
法定積立金	136	115
別途積立金	70	50
特別積立金	2	2
合計	2,522	2,143
	2,731	2,311

三、銀 行

(一) 概 況

1. 昭和24年末現在銀行總數は74行で内特別銀行3行、信託銀行6行、普通銀行65行、(都市大銀行11行、地方銀行54行)である。同年中組織變更等を行つたものは何れも貯蓄銀行關係で合併1(青森商業銀行の青灣貯蓄銀行の吸收合併)種類變更1(青森貯蓄銀行が青和銀行となつた)で貯蓄銀行は皆無となつた。

2. 資本金は特別銀行、2,500百萬圓、信託銀行345百萬圓、普通銀行13,325百萬圓、合計16,170百萬圓で、前年末の14,729.2百萬圓に比し、1,440.8百萬圓増加しているが昭和24年中増資をした銀行は次の通りである。

年間増資銀行一覽 (単位百萬圓)

銀行分	舊資本金	増資額	新資本金
日本興業銀行	500	500	1,000
東京銀行	500	600	1,100
第一四銀行	53	67	120
百十四銀行	60	60	120
莊内銀行	15.2	14.8	30
兩羽銀行	30	20	50
日向興業銀行	30	20	50
香住銀行	8	7	15
鳥取銀行	5	5	10
青和銀行	5	10	15
富士信託銀行	50	100	150
日本信託銀行	10	20	30
第一信託銀行	13	17	30
計	1,279.2	1,440.8	2,720

3. 店舗總數は次の通り 6,006ヶ店舗であるが之を前年末に比較すれば143ヶ

(19)

/か上

C、地方銀行

(単位百萬圓)

	23年12月末	比率	24年12月末	比率	年間増減(△)	増減率	前年中増減(△)
當座預金	34,036	20.6	37,396	15.5	3,360	10%	17,364
普通預金	90,186	54.7	108,107	44.9	17,921	20%	45,409
定期預金	25,984	15.3	68,516	28.4	42,532	164%	12,700
その他預金	14,659	8.9	26,983	11.2	12,324	84%	8,044
計	164,865	100.0	241,008	100.0	76,138	46%	83,609

D、信託銀行

(単位百萬圓)

	23年12月末	比率	24年12月末	比率	年間増減(△)	増減率	前年中増減(△)
當座預金	1,540	47.1	4,482	36.6	2,942	191%	1,540
普通預金	559	17.1	1,181	9.6	622	111%	559
定期預金	338	10.3	2,426	19.8	2,088	618%	338
その他預金	833	25.5	4,164	34.0	3,331	400%	833
計	8,270	100.0	12,255	100.0	8,985	275%	3,270

(註) 昭和24年中における全國銀行無記名定期預金の増加額は83,581百萬圓であるが之は同年中の定期預金及定期積金増加額125,259百萬圓の66.7%に當る。

2、借用金

借用金は主として日銀借入金であるが、昭和24年末残高は907億圓、年間増加は348億圓で前年中増加額252億圓に比し96億圓上廻つてゐるが、大銀行の増加率53%に對し從來借入金依存度の少なかつた地方銀行が284%に達してゐる。

全國銀行借用金勘定の推移

(単位百萬圓)

	23年12月末	24年12月末	年間増減(△)	増減(△)率	前年中増減(△)
特別銀行	11,790	15,613	3,823	32%	3,245
大銀行	41,074	62,938	21,864	53%	20,370
地方銀行	2,900	11,377	8,477	284%	1,628
信託銀行	50	798	748	1,496%	50
計	55,875	90,727	34,852	62%	25,293

3、貸出金

銀行の貸出金總額は昭和24年末において6,790億圓年間の増加額は2,977億圓で前年中の増加額2,131億圓と比較して846億圓多く、又前年末の残高に対する増加率は78%となり、預金の増加率57%に比しその増勢は一層顯著である。以

(22)

上は一面産業資金の旺盛なる需要を反映したものといふことができるが、銀行の資金運用面からいえば日本銀行の國債復金債買入操作等により證券投資が減少し、この分が貸出に向けられている結果である。

全國銀行貸出金勘定の推移

(単位百萬圓)

	23年12月末	比率	24年12月末	比率	年間増減(△)	増減率	前年中増減(△)
特別銀行	49,260	12.9	90,459	13.3	41,199	84%	18,719
大銀行	220,781	57.9	391,431	57.7	170,650	77%	122,141
地方銀行	109,430	28.7	188,279	27.7	78,849	72%	70,873
信託銀行	1,875	0.5	8,882	1.3	7,007	374%	1,875
計	381,348	100.0	679,052	100.0	297,704	78%	213,108

(註) 貸出金には割引手形を含む。

次に貸出金の内容についてみれば、

(1) 各銀行共貸付金に對する割引手形の増勢が著しく何れも前年末に比し2倍以上となつてゐるが之は商取引が漸次正常化し、且公團廢止の影響等もあり商業手形の出廻りが多くなつてきたためである。

(2) 業種別貸出について見れば、各銀行共流通部門特に商業・證券業の増加が顯著である外、鐵工業中では金属・石炭鐵業・金属工業・窯業・化學・纖維工業等重點部門の増勢が著しく特に興銀等特別銀行に於て復金に代る重要基礎産業に對する融資が目立つてゐる。

(3) 用途別では運轉資金が4—12月間に2,503億圓、設備資金が204億圓を夫々増加したが、3月末比増加率では設備資金が71%と運轉資金の増加65%を上廻つてゐる。

(4) 金額別貸出では9月末現在1件3百萬圓以下の貸出が1,038千件(全體の97%)2,633億圓(全體の49%)に達し、3月末に比し口數で265千口、金額で665億圓の増加を示してゐる。

全國銀行貸付金及割引手形勘定の推移

(単位百萬圓)

	23年12月末	比率	24年12月末	比率	年間増減(△)	増減率	前年中増減(△)
貸付金	324,067	84.9	522,304	76.9	198,237	61%	162,502
割引手形	57,281	15.0	156,748	23.0	99,467	173%	50,517
計	381,348	100.0	679,052	100.0	297,704	78%	213,108

(23)

134

A、特別銀行

	23年12月末	比率	24年12月末	比率	年間増減(△)	増減率	前年中増減(△)
現金	5,037	45.6	9,494	64.2	4,457	90	3,446
預金	5,759	52.5	4,665	31.5	△ 1,094	△ 19	1,834
コールローン	203	1.9	630	4.3	427	210	△ 159
計	10,970	100.0	14,790	100.0	3,820	33	5,121

B、大銀行

	23年12月末	比率	24年12月末	比率	年間増減(△)	増減率	前年中増減(△)
現金	53,107	82.5	92,023	87.4	39,516	74	37,279
預金	8,756	13.6	11,105	10.5	2,349	27	4,291
コールローン	2,523	3.9	2,191	2.1	△ 332	△ 13	1,813
計	64,387	100.0	105,920	100.0	41,533	65	42,887

C、地方銀行

	23年12月末	比率	24年12月末	比率	年間増減	増減率	前年中増減(△)
現金	13,960	57.4	16,762	55.9	2,802	20	7,189
預金	9,478	38.9	12,029	40.1	2,551	27	4,147
コールローン	901	3.7	1,206	4.0	305	34	325
計	24,340	100.0	29,999	100.0	5,659	23	11,661

D、信託銀行

	23年12月末	比率	24年12月末	比率	年間増減	増減率	前年中増減(△)
現金	584	40.8	2,275	55.9	1,691	290	534
預金	316	22.1	610	15.0	294	93	316
コールローン	526	36.8	1,177	28.9	651	124	526
計	1,428	100.0	4,064	100.0	2,636	165	1,428

(三) 調整勘定處理状況

全國銀行の元舊勘定資産は最終處理時(昭和23年3月31日現在)581億圓であったが、その後の處理により昭和24年末迄に229億圓を減少し352億圓となつた。

之に伴い調整勘定利益金は同年末で23億圓となり之は政府補償額4億圓及び外部負債切捨額168億圓、合計172億圓に對して13%に當つているが之は主

(30)

として貸出金が當初豫想した以上に回収出來たことと有價證券の處分益に基くものである。

なお本勘定の處理は特經會社及閉鎖機關等の整理に照應するものであるから目下その締切時期を豫想することは困難である。

(四) 銀行の資産負債の構成状況

昭和23年中に完了した金融機關の再建整備により戦時中以來の不良資産及び軍需補償の打切による損失が一掃せられ再建の第一歩を踏み出したが、今昭和24年末の全國普通銀行資産及負債の構成状況につき注目すべき點を考察すれば次の通りである。

1、自己資本

昭和24年末現在全國普通銀行の拂込資本金及諸積立金の合計額は160億圓で總預金(7,114億圓)に對する比率は2.2%である。之を戰前平常時たる昭和6年の21.4%に對比すれば著しく低くなつてゐるが、昭和20年末の1.2%に比較すれば可なり充實をみてゐる。なお昭和23年末に對比すれば稍々低下しているがこれはその後の預金増勢が顯著であつたためである。

自己資本の總預金に對する比率

(單位百萬圓)

	拂込資本金	諸積立金	計 A	總預金 B	$\frac{A}{B}$
昭和6年末	1,241	535	1,776	8,269	21.4
" 11年 "	1,099	586	1,685	10,937	15.4
" 15年 "	979	701	1,680	24,389	6.8
" 20年 "	543	773	1,316	102,349	1.3
" 23年 "	12,521	836	13,357	460,571	2.9
" 24年 "	13,325	2,685	16,010	711,437	2.2

2、預金の構成

全國普通銀行の預金構成は昭和24年末において定期預金が2割3分、當座・普通預金6割であり、昭和6年當時の定期預金6割、當座・普通預金3割1分に比較すれば長期預金の占める比率は相當低下しているが、昭和23年末の定期預金1割4分、當座・普通預金7割1分に對比すれば長期預金の増加は著しい。

(31)

なお 24 年 8 月定期預金利率が引上げられ、又同年 9 月に貸出最高利率の引下が行われたが、これら金利の変更が期末に近かつたため上期の収益には些したる影響はなかつた。

四、農林中央金庫

(一) 概況

再建整備後の資金調達は専ら預金、借入金により、債券発行は原則として承認されなかつたが、農林漁業復興金融資金調達のため例外的に農林債券の発行が認められ昭和 24 年末現在復金引受の債券 20 億圓がある。なお出資金は 4 億圓、24 年末現在店舗数は本所 1、支所 16、出張所 17、計 34 である。

(二) 主要勘定

1. 預金

指定預金 150 億圓受入に伴い 3 月末一時膨脹したがその後は恒例の營農資金引出に急減、更に 9 月以降供米代金受入により増加に轉じたが、農家の一般的資金缺乏と供米遅延もあつて年末残高 282 億圓は前年末 320 億圓に及ばなかつた。

2. 貸付金

農家の資金缺乏に伴い漸増を示し且つ前年実施早々のため利用度の低かつた農業手形融資が本格的に利用された爲もあり、年間最高(9月末) 323 億圓(内農手貸 149 億圓)に達した。

農手の大部分は年末迄に回収されたが(年末農手残高 19 億圓)年末餘裕金を系統外短期貸付(年末 66 億圓)に運用したので年末残高 224 億圓は前年末 130 億圓に比して 94 億圓の膨脹となつてゐる。

3. 借入金

上記の如き預金・貸出状況を映じ不足資金は一時 200 億圓にも及び之を日本銀行借入に仰いだので年間最高 196 億圓(8月末)の借入残高を示した。(年末残高は 17 億圓)

4. 假受金

假受金の大部分を占めるものは食糧管理特別会計からの食糧代金前渡金であるが、その資金量は米價改訂のため著しく増大し、且つ食糧管理特別会計からの前渡が比較的順調に行われたので 5 月以降急増し年末 418 億圓に及んだ。

(34)

農林中央金庫主要勘定

(単位百萬圓)

	23年12月末	24年3月末	24年6月末	24年9月末	24年12月末	年間増減(△)	前年中増減(△)
預 金	32,054 (100)	36,752 (114)	15,312 (47)	11,126 (34)	28,219 (88)	△ 3,835	△ 363
借 入 金	684 (100)	6,400 (944)	11,130 (1,027)	17,506 (2,559)	1,681 (245)	997	△ 267
假 受 金	34,503 (100)	1,642 (4)	19,412 (56)	22,593 (65)	41,808 (121)	7,305	
貸 付 金	13,000 (100)	15,992 (122)	24,879 (190)	32,821 (247)	22,462 (172)	9,402	3,756
有 價 證 券	32,278	27,652	19,658	15,092	26,224	△ 6,054	15,045
現 金 預 ケ 金	705	764	294	363	949	244	349

註：括弧内は 23 年 12 月末残高を 100 とする指標

五、商工組合中央金庫

(一) 概況

昭和 24 年 3 月再建整備を完了、新出資金 1 億 5 千萬圓(内政府出資 210 萬圓)を以て再發足した。24 年 9 月末における出資組合は 4,327 で設立組合総数(約 1 萬 4 千)の概ね 3 分の 1 である。

なお 24 年末現在店舗数は本所 1、支所 10、出張所 21、合計 32 である。

(二) 主要勘定

1. 預金

昭和 24 年中における増加額は 1,108 百萬圓で年末残高 1,909 百萬圓となつたが、増加の原因は主として府縣市預金(514 百萬圓)、預金部指定預金(250 百萬圓)の受入によるものである。

2. 借入金

借入金の大部分は日本銀行よりの中小企業別枠借入であるが、この別枠限度は年初 250 百萬圓より逐次引上をみ、年末 1,400 百萬圓に達し、運用資金中に占める日本銀行借入金の割合は 35.8 % に上つた。

3. 貸出金

貸出金は資金量の増加に伴い年間 1,692 百萬圓と飛躍的増嵩を示して 12 月末 2,843 百萬圓となつた。

之を業種別についてみれば商業(22.0 %)が最も多く繊維工業(19.9 %)食料品工業(17.7 %)が之に次いでいる。資金の使途については設備資金は僅かに

(35)

196

3.8%にすぎず殆どが短期運轉資金となつてゐる。

商工組合中央金庫主要勘定

(単位百萬圓)

	23年12月末	24年12月末	増減(△)	増減(△)率	前年中増減(△)
預 金	801	1,909	1,107	138%	501
借 入 金	422	1,411	988	233%	237
貸 出 金	1,151	2,843	1,691	146%	643
有 價 證 券	33	33	—	1%	—
現 金 預 ケ 金	197	633	436	221%	89

六、國民金融公庫

當公庫は庶民金庫及び恩給金庫の業務を承継し昭和24年6月1日、出資金13億圓(全額政府出資)の外、厚生省交付金18億圓を以て業務を開始したが、12月5億圓増資して出資金18億圓となつた。

なお店舗數は24年末現在本所1、支所19、計20であり、この外駐在所6、代理所428を有している。

國民金融公庫主要勘定

(単位百萬圓)

	24年6月末	24年12月末	24年6月末12月末 比較増減(△)	増減(△)率
(資 産)				
小 口 貸 付	107	777	669	625.2%
生 業 資 金 貸 付	1,942	2,119	177	9.1%
有 價 證 券 貸 付	825	16	△ 809	△ 98.0%
現 金 預 ケ 金	94	450	356	377.8%
特 別 勘 定	816	296	△ 519	△ 63.6%
(負 債)				
出 資 金	1,300	1,800	500	38.4%
特 別 貸 付 基 金	1,816	2,092	276	15.1%
特 別 勘 定	839	67	△ 772	△ 92.3%

七、農業協同組合及び信用農業協同組合連合會

(一) 農業協同組合

1、貯 金

例年の如く前半は漸減、後半供米代金の支拂と共に増加し年末1,288億圓に達し、年間増加額は195億圓となつたが前年中増加額498億圓に對比すれば米價の引上等にも拘らず著しく増勢は低下している。之は供出が全般的に稍々遅れた關係もあるが一面最近の農村經濟困難の加重を示すものとみることも出來よう。

(36)

なお貯金總額のうち定期性貯金の占める比率には些したる變化なく概ね15%

前後であつた。

2、借 入 金

1月の32億圓を最低として累増し9月において230億圓のピークを示したが、貯金が増勢に轉すると共に減少し、12月末108億圓となつたが、通年77億圓を増加し前年中の増加高21億圓を著しく上廻つた。

3、貸 出 金

貯金の増勢鈍化に反して貸出金は年間173億圓を増加して前年中の増加額70億圓を遙かに上廻つた。

4、有 價 證 券

年間増加15億圓で前年中19億圓減少したとの對應的であるが之は主として農業會から農業協同組合への移行に際し資產引繼によるものである。

5、現 金 預 ケ 金

年末残高604億圓、年間を通じ94億圓の減少で、手許餘裕金はかなり窮屈となつてきておる。なお預ケ金總額に占める系統預ケ金の比率は85%前後である。

(二) 信用農業協同組合連合會

信連の主要勘定の動きは、大體その地方の單位農協のそれと對應しているが特に注目すべき點は貯金が極めて不振で年間85億圓を減少、前年中245億圓の増加と較べその懸隔が著しく大であつたことであるが、之は供米の遅延、系統機關預金が或程度他の金融機關に流れているなどの事情が響いているものと推察される。

A、農業協同組合主要勘定

(単位百萬圓)

	23年12月末	24年3月末	24年6月末	24年9月末	24年12月末	年間増減(△)	前年中増減(△)
貯 金	109,299 (100)	96,468 (88)	91,213 (83)	97,778 (89)	128,888 (117)	19,589	49,889
借 入 金	3,125 (100)	7,036 (225)	17,404 (556)	23,078 (783)	10,873 (347)	7,748	2,123
貸 出 金	11,300 (100)	16,877 (147)	28,122 (248)	36,240 (320)	28,647 (253)	17,347	7,058
有 價 證 券	1,774	2,494	3,137	3,317	3,331	1,557	△ 1,911
現 金 預 ケ 金	69,872	54,484	42,564	49,761	90,410	△ 9,402	27,042

註 括弧内は23年12月末残高を100とする指數

(37)

B、信用農業協同組合連合會主要勘定

(単位百萬圓)

	23年12月末	24年3月末	24年6月末	24年9月末	24年12月末	年間増減(△)	前年中増減(△)
貯金	65,028 (100)	47,208 (72)	36,028 (56)	36,704 (56)	50,430 (86)	△ 8,598	24,533
借入金	727 (100)	6,242 (858)	14,053 (1,870)	20,133 (2,769)	4,539 (624)	3,812	40
貸出金	9,281 (100)	15,320 (105)	27,128 (292)	33,580 (361)	28,073 (248)	13,792	8,170
有價證券	304	117	193	200	737	433	△ 5,364
現金預け金	41,778	25,557	18,452	14,343	34,019	△ 7,759	14,642

註 括弧内は 23 年 12 月末残高を 100 とする指標

八、市街地信用組合

(一) 概況

昭和 24 年 12 月末における全國の組合数は 408 であつて年間 68 組合を増加した。出資金は同月末 664 百萬圓で貯金に對する比率は 3.08 % と前年同月末 2.63 % に比し若干上昇を示している。

(二) 主要勘定

1. 貯金

貯金の増加状況は極めて順調で年末 21,538 百萬圓に達し、年間増加額は 10,952 百萬圓に上つた (増加率 203.6 %)。なお長期性貯金は割増付定期の好調等もあって著増し貯金構成中に占める比率は 24 年 12 月末 42.3 % と前年同月末 30.3 % に比して 12 % の増加となつていて。

2. 借入金

借入金は 8 月迄減少を辿つたが、9 月以降貯金の増勢にも拘らず資金需要の旺盛を映して再び漸増、年末 285 百萬圓となつたが、年間を通じてみれば 148 百萬圓の減少となつた。

3. 貸出金

年間増加額は 8,826 百萬圓であるが貸出金の貯金に對する比率は 23 年 12 月末 54.8 %、24 年 6 月末 62.6 % 同年 12 月末 67.9 % と漸次上昇している。

4. 有價證券

日銀の國債買入 (昭和 24 年中 785 百萬圓) 等により國債は年間 344 百萬圓減少したが、反面社債等その他有價證券が 465 百萬圓増加したため、年間を通じ 121

(38)

百萬圓を増加して 12 月末 1,628 百萬圓となつた。

市街地信用組合主要勘定

(単位百萬圓)

	23年12月末	24年12月末	年間増減(△)	増減(△)率	前年中増減△
貯金	10,586	21,538	10,952	103 %	5,719
借入金	433	285	△ 148	△ 34	△ 34
貸出金	5,799	14,825	8,826	52	4,020
有價證券	1,507	1,628	120	7	△ 642
現金預け金	3,578	6,333	2,755	77	2,115

九、無盡會社

昭和 23 年末における全國の無盡會社は 56 社で資本金總額は 379 百萬圓であったが、昭和 24 年中に 2 社を増加して 58 社となり、又總資本金は 760 百萬圓を増加して 1,139 百萬圓となつた。なお契約残高は 23 年末の 919 億圓から 24 年末 1,374 億圓と 49 % 方增加している。

業況に關し注目すべき事項は、無盡會社固有の給付口掛金に比較し貸付金の増加傾向が顯著なことではあるが、之は中小企業方面の旺盛な資金需要を反映しているものとみられる。

なお中小企業金融促進を目的とする日銀の國債買入は 7 月以降年末迄 265 百萬圓に達した。

全國無盡會社主要勘定

(単位百萬圓)

	23年12月末	24年12月末	年間増減(△)	増減(△)率	前年中増減△
未給付口掛金	13,847	25,810	12,463	93 %	8,821
預金	1,885	4,638	2,753	146	905
給付口掛金	8,540	16,892	8,352	97	5,664
貸付金	5,685	13,918	8,233	144	3,562
有價證券	623	948	325	52	△ 344
現金及預け金	1,057	2,028	971	91	443

十、生命保險會社

(一) 概況

全國生命保險會社は 20 社であるが、戰後における年間契約増加高は昭和 21 年 99 億圓、22 年 865 億圓、23 年 1,582 億圓、24 年 1,610 億圓と逐年激増したが、24 年後半に至り増勢稍々鈍化するに至つたので各社共自由満期保険その他新種保険を考

(39)

案して新規契約の獲得、期限前解約の防止に努力している。

なお收支面においては保険料の未収、事業費の増嵩等により可なり窮屈で 24 年 3 月末決算の如きも辛うじて黒字（20 社剩餘金合計 5 億圓）を示している状況である。

(二) 資金の運用

1. 有 價 證 券

昭和 24 年末残高は 98 億圓で 23 年末と殆ど移動がないが、内容的にみれば日銀の買入操作等により國債が 43 億圓減少している反面、株式は 43 億圓の増加をみている。

2. 貸 付 金

年間 24 億圓増と増加率 75 % に及んだが、之は日銀に對する國債賣却代金を貸出に向けたこと並に保険契約者に對する貸出が増加したこと等によるものである。

なお 12 月末貸付金中保険證券擔保は 23 億圓（年間 3 億圓増）を占めている。

3. 不 動 産

12 月末残高 24 億圓で年間増加 13 億圓であるが、之は戦災店舗の復舊、社宅、寮舍等の新設のためである。

4. 預 ケ 金（金錢信託、コール等を含む）

12 月末残高 16 億圓で前年末に比し倍増しているが、之は契約高の増嵩に伴う支拂準備及び年末、株式買出動資金の一時的滞留のためである。

全國生命保険會社の資產運用狀況

（単位百萬圓）

科 目 別	23 年 12 月 末	24 年 12 月 末	年 間 増 減(△)	增 減(△) 率
(會 社 敷)	(20)	(20)	(0)	%
契 約 高	326,679	487,747	161,068	49
貸 付 金	3,905	5,803	2,498	75
有 價 證 券	9,811	9,828	17	—
不 動 産	1,071	2,446	1,375	128
預 ケ 金 （コールを含む）	821	1,609	787	95
（ 計 ）	(15,008)	(19,687)	(4,677)	
總 資 產 （未拂込株（基）金を除く）	17,129	21,903	4,774	27

(40)

第三 必要なる法律の改正

該當事項なし。

第四 當該年中に於ける監督政策の變更

該當事項なし。

193

(41)



